

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和2年度第1回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○泉援護企画課長 援護企画課の泉でございます。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

今般、4月7日に緊急事態宣言が出されまして、5月31日まで延長されております。外出自粛が求められているという状況でございます。

ただ、一方で、戦没者の遺骨収集に関する有識者会議は重要な会議であり、国民の間での関心も高いことから、戸部座長や構成員の皆様とも相談させていただき、ウェブ会議での開催をさせていただくことといたしました。構成員の皆様には、接続機器の事前確認など、大変いろいろなお手数をかけたところでございます。おわびとともに御礼を申し上げます。私どもといたしましても、外部の方とのウェブ会議は初めての試みでございます。御不便をおかけしておりますけれども、皆様方の御協力と御理解のほど、よろしく願い申し上げます。

なお、構成員の方々には、今し方やりましたとおり、事前にリハーサルを行い、動作確認をさせていただいておりますけれども、会議中にシステムの不具合が発生したり、また、その他操作方法など不明な点がございましたら、事務局まで御連絡を願いたいと思います。

また、利用するに当たりまして、御注意いただきたい点がございます。音声ハウリングをしたり、エコーがかかってしまって音が大きくなったり、また、マイクが周囲の雑音を拾ってしまうことがございます。会議中に御発言いただきますときには、マイクをオンにしまして、お名前と発言があるということをお声がけいただきたいと思います。戸部座長から順次御指名しまして、御発言いただきます。また、御発言が終わりましたら、マイクをミュートにするということでございます。

また、この5月1日から、私どもはクールビズ期間になっております。画面に映っている私の姿もノーネクタイで映っているかと思っております。御理解のほどお願いいたします。

また、厚生労働省の職員は、現在、厚労省の職場の会議室を使用してこのウェブ会議に参加しております。そのため、ウェブ会議ではございますけれども、マスクの着用をしないといけないということになります。構成員の皆様方は、それぞれのオフィスですので、マスクなしでもよろしいかと思いますが、私どもは、周囲への感染拡大防止のため、マスクを着用させていただいております。すみません。あらかじめ御容赦願いたいと思います。

それでは、令和2年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

この有識者会議については、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」という名称でこれまでに8回にわたり開催させていただきました。前回の会議において報告させていただきましたとおり、戦没者の遺骨収集事業に関し、全般的な御意見などを述べていただく会議であることを明確にするため、今回の会議から名称を変更することといたしましたので、御報告させていただきます。

司会は、私、泉からさせていただきます。

能性がありますので、それぞれの報告書のパートに従って、こちらから読み上げて、その上で御質問あるいは御意見を頂戴したいと思います。

資料1を御覧いただけますでしょうか。まずは、「1. 確認・検証の結果」でありまして、専門技術チームの報告書から取り上げた結果、調査チームから取り上げた結果となっておりますが、まずはその(1)と(2)のところを御覧いただきたいと思います。

(1)

- ①ロシアの7事例は日本人を主体とした埋葬地ではない。
- ②他の2事例は日本人と日本人以外の混合の埋葬地と考えられる。
- ③フィリピンの10検体はすべて日本人の遺骨である可能性が低い。

(2)

- ①ロシア側から提供された情報を調査の前提として一旦は受け入れるしかなかったとしても、正確性を確認せず、その情報に依存しすぎてしまった。
- ②ロシア側鑑定人に対し鑑定書に鑑定方法や鑑定根拠を記載すべきことを日本側が明示していなかった可能性があり、提出された鑑定書を日本の専門家がチェックすることもなかった。
- ③試掘トレンチを設定せず、単発的かつ不規則な試掘を行った。
- ④収集報告書に、発掘結果を示す正確な平面図が記載されず、遺骨の発見状況等を示す写真がなかったため、DNA鑑定時に埋葬状況の判断ができなかった。

以上が専門技術チームによって報告された事実ではありますが、私がまとめるに当たって1つだけ気をつけたことは、全て事実と考えましたので、何々すべきではなかったという表現は避けました。しなかった、あるいは、こうだったという表現になっております。その点について御注意いただければと思います。

以上の点について、1. (1)と(2)について、御意見や御質問があったら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、ここを御担当になりました浅村先生、いかがでしょうか。

○浅村構成員 浅村です。

特に私からは問題となるような点は見当たらないです。このとおりでよろしいかと思えます。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の方々からの御意見はいかがでしょう。

なければ、1. (1)と(2)は御了承いただいたとしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、1. (3)に移りたいと思います。

(3)

ア) ロシアの9事例について

- ①DNA鑑定人会議において、日本人でない遺骨の可能性が指摘されたにもかかわらず、

当時の遺骨収集手順の妥当性を過信し、鑑定人の指摘が断定的ではなかったことに依拠して、遺骨が日本人であるか否かの検証や、日本人でない場合の遺骨の返還等について、適切な措置をとらなかった。

- ②DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨の可能性に関する指摘がより明確となり、当該埋葬地に関して遺族のDNA鑑定の新規申請を受け付けなくなった段階になっても、問題意識が低く、遺骨が日本人であるか否かの検証や、日本人でない場合の遺骨の返還等について、適切な措置をとらなかった。
- ③適切な措置をとらなかった背景には、DNA鑑定人会議は遺骨と遺族のマッチングを行うために設けられており、遺骨が日本人か否かを判定するものではない、という思い込みがあった。また、専門家である鑑定人の発言の趣旨が担当部署で正しく理解されなかった。
- ④DNA鑑定人会議において埋葬地全体が日本人でない遺骨の可能性が高いという指摘を受けた段階になると、遺骨を返還する方策検討の必要性が認識されたが、現実問題として遺骨返還はきわめて困難であると考えられたこともあり、担当職員が問題を抱え込んでしまい、実際には検討が進められなかった。
- ⑤DNA鑑定人会議の議事録の回覧等が徹底しておらず、会議で指摘された問題等について担当部署内での情報共有が不十分であり、引継ぎも十分になされなかった。
- ⑥日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されたという事案の公表は、遺骨返還に関するロシア側との協議が進んでから行うと考えられたため、遅れてしまった。事案に関する十分かつ正確な情報が、公表を指示すべき審議官には伝わらなかった。

イ) フィリピンの10検体について

- ①DNA鑑定人会議において、10検体すべてが日本人ではないと指摘され、その公表を求められたにもかかわらず、10検体の鑑定は南方地域戦没者遺骨のDNA鑑定が科学的に有効であるかどうかを依頼したものであると考え、日本人ではないとの指摘を重視しなかった。
- ②厚生労働省の「フィリピンにおける遺骨帰還事業検証チーム」の報告書作成の過程で、10検体の鑑定結果が出ていたにもかかわらず、同報告書にその鑑定結果は反映されなかった。
- ③10検体の鑑定結果について担当部署間の情報共有がなされず、審議官にも伝えられなかったため、公表するための検討を行わなかった。

以上、1. (3) について、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、この調査チームをおまとめいただいた熊谷先生、いかがでしょうか。

○熊谷構成員 熊谷でございます。ありがとうございます。

戸部先生には本当に大変重要な部分を簡潔にまとめていただいて、私としては、これで

異論はないというか、非常にうまくまとめていただいたとっております。ありがとうございます。

○戸部座長 熊谷先生、ありがとうございます。

ほかの構成員の方々、御意見や御質問はいかがでしょう。よろしいでしょうか。これで納得していただいた、合意を頂いたということでよろしいでしょうか。

○泉援護企画課長 戸部先生、厚労省の泉でございます。

熊谷先生の御発言の後、ほかの先生方に御確認をされる発言が、こちらの厚労省の職員には聞こえにくかったようですので、もう一度、最後のところを繰り返して御発言いただいて。

○戸部座長 分かりました。

それでは、1. (3)について、皆さん、御同意いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

泉さん、よろしいですか。

○泉援護企画課長 はい。今はお声が通ったと思います。

ですが、どうしてもどこかでぷつぷつと途切れるところがあるので、ゆっくり目に発言していただいたほうがよろしいかと思っております。また、私自身の声も皆様方にぷつぷつと途切れることがあると、今、報告が入っておりますので、皆様方、ゆっくり発言をすることで進めさせていただければと。

○戸部座長 了解いたしました。

それでは、「2. 厚生労働省への要望」に移りたいと思っております。ここが、コア、核になるかと思っております。これはちょっと長いので、(1)、(2)、(3)、(4)とありますが、それぞれ括弧ごとに皆さんの御意見あるいは御質問を頂戴したいと思います。

3 ページを御覧ください。

(1) 遺骨収容について

- ①埋葬地資料及び公文書館の資料や、現地での証言等の情報に基づいて、事前に綿密な調査を行い、その調査結果を確実に分析したうえで、現地関係機関と協議し、遺骨収容場所を決定すること。
- ②遺骨収集団員に対し、収容方法等に関する事前説明を徹底すること。
- ③発掘・収容にあたっては、現地の状況を考慮しつつ、考古学的方法も参考にして作業を行うこと。
- ④現地の鑑定人に加え、日本側の遺骨鑑定人も必ず同行し、遺骨の形質鑑定を行うこと。
- ⑤現地での形質鑑定、事前に収集した埋葬地資料及び公文書館の資料、現地での証言等の情報、実際の埋葬地及び遺留品の状況等に基づき、総合的に判断して、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定した場合は、未焼骨のまま検体のみを日本に持ち帰ることとし、それ以外の場合は、遺骨を日本に持ち帰らないこと。また、

検体以外の部位は現地で保管または再埋葬すること。

- ⑥検体部位の決定は日本側の遺骨鑑定人が行うこと。その場合の基準は、「専門技術チーム報告書」第5章第4とすること。
- ⑦形質鑑定や遺留品等の状況から判断して日本人の遺骨である蓋然性が高いとしても、個性のない破片状の遺骨ばかりで部位の特定ができず検体を採取できない場合は、現地で焼骨し慰霊を行うこと。
- ⑧発掘報告書には、発掘結果を示す正確な平面図を記載し、埋葬地及びその周囲の状況、遺骨の発見状況及び遺骨の特徴等を示す写真を撮影して添付すること。日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定した場合の根拠、日本人の遺骨ではないと判定した場合の根拠も記載すること。
- ⑨遺骨調査の段階でも遺骨鑑定人による鑑定と検体の持ち帰りを実施するなど、できるかぎり遺骨収容・鑑定プロセスの迅速化に努めること。

以上、(1)について、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ここは専門技術チームの報告書を踏まえたところですので、浅村先生、いかがでしょうか。

○浅村構成員 報告書どおりの内容であると思いますので、特に問題は見当たりません。以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の方々は、いかがでしょうか。

それでは、この「2. 厚生労働省への要望」の「(1) 遺骨収容について」という部分は、皆さんの御同意を得たと了解してよろしいでしょうか。

(1) はこれで御同意いただいたということにしたいと思います。

それでは、(2)に移ります。

(2) 遺骨鑑定とその結果に基づく対応について

- ①これまで身元特定のDNA鑑定のために作成し厚生労働省が保有しているDNAデータを、厚生労働省が入力してデータベース化し、今回ロシア9事例について行ったのと同様の方法で鑑定を実施すること。9事例のうち、日本人と日本人以外の混合の埋葬地と考えられる2事例については、個々の遺骨について、次世代シーケンサを用いたSNP分析による鑑定を実施すること。
- ②従来の身元特定のための専門家による会議に加えて、所属集団推定のための専門家による会議を設置すること。
- ③従来のDNA分析に加えて、次世代シーケンサによるSNP分析を導入・実施し、所属集団の推定を行うこと。その分析のプロセスと結果の分類は、「専門技術チーム報告書」第6章第1とすること。
- ④鑑定による分析の結果、日本人の遺骨であると推定される場合は、現地で保管ま

たは再埋葬した遺骨を、現地で焼骨し慰霊を行うこと。

⑤鑑定による分析の結果、日本人の遺骨である可能性が低いとされる場合は、相手国と協議したうえで、原則として検体を返還すること。

⑥鑑定による分析の結果、判定不可の場合は、形質鑑定・埋葬資料・遺留品等も含めて総合的に検討・判断し、上記の（２）④または⑤の対応をとること。

以上の厚労省への要望の（２）について、遺骨鑑定とそれに基づく対応であります。この部分について御質問や御意見はおありでしょうか。ここも浅村先生のチーム。どなたか、御意見はありますか。

○泉援護企画課長 厚労省の泉でございます。

戸部先生、最後の10秒間ほどのところが少し聞こえにくかったようでございますので、もう一度、御発言をお願いいたします。

○戸部座長 報告書を読み上げたところですか。

○泉援護企画課長 先生、報告書を読み上げたところはしっかり聞こえておりましたが、その後、各先生方に意見を求めるところが少し聞こえにくかったように思います。

○戸部座長 分かりました。

今、報告書を踏まえて書いた「（２）遺骨鑑定とその結果に基づく対応について」という部分の内容について、御質問や御意見がおありでしょうか。

この部分も浅村先生のチームの報告書に基づいておりますので、もし浅村先生から何か御意見がありましたら、よろしくをお願いいたします。

○浅村構成員 これも報告書に沿って作成いただいているものと思われまので、特に異論はございません。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の方々は、どうでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この部分も御同意いただいたということにさせていただきます。

4 ページ、今度は（３）であります。

（３）将来に向けた遺骨収容と鑑定の体制づくりについて

①現地において遺骨の形質鑑定にあたる人材を養成すること。形質人類学の専門家を養成するだけでなく、遺骨収容にあたる職員に対して当該分野の専門的な研修を行うこと。

②DNA抽出を行う部位を的確に判断するため、DNA抽出の技術進歩に関する情報を、遺骨収集団派遣の都度、遺骨鑑定人と共有すること。

③遺骨のDNA鑑定は本来、全面的に国の機関が行うべきだが、現状ではその実現は難しいので、当面は鑑定に協力する大学等の機関を増やすとともに、鑑定に必要な人・機器・場所等の確保について国が必要な支援を積極的に行うこと。

- ④次世代シーケンサによるSNP分析や同位体比分析等、新しい技術の研究を積極的に支援し、その成果の活用を図ること。
- ⑤技術の進歩を積極的に活用して戦没者遺骨鑑定に導入するにあたり、その可能性や課題を継続的に検証するため、専門家からの確な助言を受ける仕組みをつくること。
- ⑥米国のDPAA等と積極的な情報交換や技術協力を図ること。
- ⑦形質鑑定、DNA鑑定による身元特定、DNA鑑定による所属集団の推定、新しい技術の研究支援や導入、国際的な技術交流等、鑑定プロセスの多岐にわたる諸事項を科学的見地から一元的に管理・運用する組織体制を構築すること。

以上が2. (3) ですが、この部分について、御質問あるいは御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ここも浅村先生のチームの報告書がベースになっておりますので、浅村先生から何か御意見がありましたらお願いしたいと思います。

○浅村構成員 これに関しても、報告書に沿って作成いただいておりますので、特に異論はございません。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

それでは、2. (3) について、構成員の方々の御同意を頂いたと考えてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、2. (3) も御同意いただいたということにさせていただきます。

次は、(4) と「3. その他」も大体関連していると思いますので、一緒に確認をさせていただきたいと思います。

(4) 組織としての対応について

- ①鑑定人会議等で専門家から指摘された科学的所見を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、担当部署に専門的な知識を有する職員を配置するとともに、担当部署職員一般に対し充実した研修・啓発の機会を設けること。
- ②鑑定人会議等で鑑定人からの質問や要望に対し、担当部署職員としての説明・発言について責任を持つこと。
- ③鑑定人会議等で問題を指摘された場合は、その問題について、担当部署における垂直的及び水平的な情報共有を徹底すること。特に職員交代の際の引き継ぎにあたっては、文書によってその問題の内容と対応の経緯を説明すること。
- ④組織にとって不都合な問題であっても、それを正確に記録して引き継ぎ、問題解決を見定めて、できるだけ早い公表に努力すること。
- ⑤遺骨収集事業が本来の目的どおりに実行できない可能性や、目的とは異なる副次的結果をもたらす可能性を想定し、そうした事態をもたらすリスクを予想すると

ともに、不測事態にも対処し得る体制を構築すること。

- ⑥国民が遺骨収集事業の活動内容を監視し自由かつ責任をもって議論できるよう、鑑定人会議等の議事内容についても、個人情報保護を基本原則としつつ、公開を進めること。
- ⑦担当部署のミスや過誤を見逃ごすことがないように、組織内の相互チェック機能を高めるため、当該担当部署とは別の部署でチェックする体制を構築すること。
- ⑧関係国との協議等が必要となった場合は、すみやかに外務省と緊密に連絡して対応すること。また、その内容と対応の経緯を文書で正確に記録すること。

3. その他

- ①上記の検討にあたっては、できるかぎり遺族の心情に配慮すべきである。
- ②上記の検討の結果及びそれに基づく実行については、「有識者会議」の開催の都度、同会議に報告すべきである。

以上の2. (4)と「3. その他」について、御質問あるいは御意見があったらお願いしたいと思います。ございませんか。

ここは熊谷先生の調査チームの報告書が基になっておりますので、熊谷先生から御意見をいただければありがたいと思います。

○熊谷構成員 こちらの(4)の内容につきましても、調査チームでまとめた内容が簡潔にまとめられているということで、こちらの内容について特段の意見はございません。

厚労省に、当然御理解いただいているとは思いますが、1点だけコメントです。

(4)の中では、①では「研修・啓発の機会」、②では「発言について責任を持つこと」、個々人の能力を高めるということが書いてあるのですけれども、(4)に「組織としての対応」とあるとおり、いろいろなことを個々人の責任として考えるということではなくて、こういった問題が生じないように組織として対応するのだということで今後の対応も考えていただくことが重要かと思っております。

その点だけ、コメントをしておきます。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の方々、御意見あるいは御質問はあるでしょうか。

それでは、この部分につきましても、「3. その他」も含めて御同意いただいたと考えてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これで全体について、各構成員の方々の御同意を得たしたいと思います。これをもって、厚生労働省に、有識者会議としての見解、意見として提出したいと思います。

その上で、全体について、せつかくのこの会合でありますので、皆さんから簡単に御所見を賜れば、厚生労働省としてもいろいろ参考になるかと思っておりますので、あいうえお順になりますでしょうか、いろいろ先生方の感じるところあるいは要望するところが報告書

以外にもございましたら、御指摘を願いたいと思います。

まず、浅村先生からお願いできますでしょうか。

○浅村構成員 今回、この報告書を非常に簡潔にまとめていただきまして、特にDNA鑑定を受け持っている私どもにとっては、必須の場所を簡潔に書いていただいていると思います。

ここに書かれていること以外に、今日、資料にも添付されていると思うのですが、専門技術チームでは、かなり多くの時間を費やして、多くのことを議論させていただきました。ですので、報告書としてはこの紙で上がるのだと思うのですが、専門技術チームの報告書も、何らかの形を残していただいて、ぜひ今後のことに反映させていただければと思っております。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

それでは、犬伏先生、もしお考えがありましたらお願いしたいと思います。

○犬伏構成員 犬伏です。

特にこれに加えることはございませんけれども、今回、戸部先生におまとめいただいた有識者会議の意見の中には、要望という形で、厚生労働省に、かなりの宿題といいますか、組織的な対応についての提言がございますので、これを、具体的に、今後、順を追ってといいますか、着実に進めていただきたいと思っております。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

次は、熊谷先生、先ほども御意見を頂きましたが、付け加えることがあれば、よろしくお願いたします。

○熊谷構成員 私としての意見は、先ほど申し上げたとおりです。

また、加えるとすると、今回の報告書を改めて読むと、厚労省には、ある意味、かなり大きなというか、重たい宿題になっているのだろうと思いますし、これを一つ一つ実現していくのは相当大変だなという感じもいたします。

ただ、この遺骨収集事業が国民からの関心の非常に高い事業であることを踏まえて、従来の比較的職人技的なところでいろいろやってきたものを、なるべく科学的な知見を導入して、より正確に迅速にできるような体制を築いていただけるといいかと思っております。

そういう意味で、これからの厚労省に期待したいと思っております。

以上です。

○戸部座長 ありがとうございます。

次は、竹内先生、お願いできますでしょうか。

○竹内構成員 竹内でございます。

まず、この2つのチームの取りまとめていただいた報告書は、非常に難しい問題を分析していただいて、まとめていただいて、御苦勞はあったと思っておりますけれども、ありがとうございます。

それに基づく厚生労働省に対する要望は、先ほどから御意見が出ていますとおり、非常に分量の多い要望になろうかと思っておりますので、厚生労働省さんとしては、非常に大変かとは思いますが、それぞれ御対応いただければとは感じております。

ありがとうございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

最後になりますが、浜井先生、いかがでしょうか。

○浜井構成員 浜井でございます。

戸部先生、お取りまとめいただきまして、どうもありがとうございました。

内容については、質問、追加することなどは、私からはございませんので、厚労省におかれては、この報告書を踏まえて、しっかりとした対策を講じていただきたいと思っております。今回、一連の報道があってから、遺骨収集事業に対する国民の信頼がかなり損なわれた部分があると思っておりますので、その信頼回復にしっかりと努めていただきたいと思っております。

私からは、以上です。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

それでは、オブザーバーとして御出席いただいているお2人にも、御意見といいますか、お考えをお聞かせいただきたいと思っておりますが、まずは畔上さんからお願いできますでしょうか。

○畔上氏 日本遺族会の畔上でございます。

いろいろな問題がある中で、会議の取りまとめ、大変御苦労さまでございました。

厚労省に、1点、要望ということで、この報告書にもございますが、検体のみを持ち帰り、御遺骨については保管または再埋葬となっております。単なる再埋葬になりますと、風化あるいは劣化というおそれがありますので、ぜひとも保管を第一義としていただきまして、さらに再埋葬を余儀なくされる場合は何らかの工夫をお願いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○戸部座長 畔上さん、ありがとうございます。

それでは、最後になりましたけれども、竹之下さんに御意見をお願いしたいと思います。

○竹之下氏 日本戦没者遺骨収集推進協会の竹之下です。

報告書そのものについて、私どもはコメントするという立場でもありません。私ども社員団体の中の雰囲気といいますか、意見について、ちょっと申し述べさせていただきますと、収骨した遺骨を、検体だけを持って帰って、焼骨しないで、保管してくる。ちょうど畔上専務もおっしゃった、あるいは、記載もあったということなのですが、これについて、遺族の方は、自分たちで、収容した遺骨を、焼骨して、持って帰って、初めて供養ができたという思いがあります。その思いからして、うちのほうで、社員の中で、相当議論したときもあったのですけれども。

○泉援護企画課長 竹之下様、厚労省の泉でございます。

少しお声が途切れがちになっているようですので、ゆっくり御発言いただいております

が、もう一段ゆっくり御発言いただきますとありがたく存じます。

○竹之下氏 承知しました。

畔上専務もおっしゃった収骨で残った遺骨を、社員団体に、現地へ行った方の思いは、収容して焼骨して持って帰ることが供養だという一連の作業ということで今までやっていたし、思いもそうなっております。したがって、検体だけ持って帰ってきた場合に、それが、いつ、本来の方法、引き取りにいけるのかということが非常に大きな関心でして、例えば、3か月なり、6か月なり、もう一回行って受け取ってこられるということであれば、納得する方は多いと思うのですけれども、1年か2年か先、分からないよということになったら、遺骨収容に行くモチベーションが非常に下がってしまうような気がいたしますので、その辺のところも、この報告とは別ですけれども、どのくらいの期間で鑑定して日本人だということの判断ができるのかということも非常に大きな問題になると私は思っております。

以上でございます。

○戸部座長 ありがとうございます。

それぞれ、構成員の方々からの御意見、お2人のオブザーバーの方々からの御意見もありました。この有識者会議の意見を踏まえた上で、特にオブザーバーの2人からは補足的な見解を追加していただいたと思いますので、この点も踏まえて、厚労省としての対応をこれからお考えいただきたいと思います。

全体として、有識者会議の見解、意見は、これで最終的に取りまとめたという形にしたいと思っておりますので、今後はこれを踏まえて厚生労働省側の積極的な対応を期待したいというところでありまして、これは次回の会議辺りで事務局から御説明いただけるものと考えております。

それも含めて、厚労省側の御意見なり、あるいは、お考えなりを簡単に御説明いただけますでしょうか。

○辺見審議官 審議官の辺見です。発言してよろしいでしょうか。

○戸部座長 お願いします。

○辺見審議官 昨年の10月に、調査チーム、専門技術チームを設置し、調査、御審議を開始していただいて以来、足かけ8か月にわたりまして、先生方には、大変闊達な御審議、御議論、御調査を頂いてまいりました。非常に重要な御指摘をこの間に頂いたと思います。早速、大臣、省内幹部にも報告をした上で、厚生労働省としての再発防止策、また、今後の遺骨収集事業の進め方について取りまとめをした上で、改めてこの有識者会議において御説明をさせていただきたいと考えております。

現在、遺骨収集に関わる現地調査や収集に関する事業は新型コロナウイルスの関係で一旦中断せざるを得ない状況となっておりますけれども、一方で、これまで収容しております遺骨の鑑定、また、再開に備えた様々な準備をしっかりとしていかなければいけない状況でもありますので、そういった現下の状況も踏まえまして、また改めて次の機会に再発

防止策及び今後の進め方について御説明させていただきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○戸部座長 どうもありがとうございます。

事務局からほかに何か御連絡がおありでしょうか。

○泉援護企画課長 次回の会議の開催時期については、別途、御相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

○戸部座長 どうもありがとうございます。

それでは、今日はこれで全部の議事は終わったのですが、最後にどうしても発言をされたいという方がもしおありでしたら、せっかくの機会ですので、どうぞお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、皆さん、長時間にわたって、慣れない会議への御協力をどうもありがとうございました。

今回は、これで会議を終了したいと思います。

ありがとうございました。

○泉援護企画課長 事務局からも御礼申し上げます。

ありがとうございました。